

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第五四号）

1 国際課の分掌事務に海外施策に関することを加えることとした。（第一三

条関係）

2 国際課に国際戦略室を置くこととした。（第一六条関係）

3 経営支援本部に国際戦略推進監を置くことができることとした。（第二一

条関係）

4 この規則は、平成二二年一月二日から施行することとした。

5 佐賀県財務規則について、所要の改正を行うこととした。